

北上市中小企業雇用安定支援助成金

雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の受給決定を受けた市内中小事業者に対し、休業手当の事業主負担の一部を助成する当該事業について、**次のおり助成額及び申請期限を変更**いたします。

(変更①) 助 成 額

雇用調整助成金等の1日1人当たりの助成上限額が段階的に引き下げされることに伴い、新型コロナウイルス感染症緊急対応期間・通常で解雇あり（助成率が5分の4）の事業者について上限額を次のとおり変更いたします。

【助成金算定式】

- （変更前）判定基礎期間の初日が令和3年12月31日までの雇用調整助成金等に対する助成金額

事業者の区分	助成金額
新型コロナウイルス感染症緊急対応期間・通常で助成率が9/10の事業者	教育訓練の加算額を除いた雇用調整助成金等の支給額に1/9を乗じた額
新型コロナウイルス感染症緊急対応期間・通常で助成率が4/5の事業者	教育訓練の加算額を除いた雇用調整助成金等の支給額に1/8を乗じた額。ただし、1,500円に休業等日数を乗じた額を上限とする。
業況特例又は地域特例に該当する事業者で助成率が4/5の事業者	教育訓練の加算額を除いた雇用調整助成金等の支給額に1/8を乗じた額と業況特例又は地域特例の助成額上限に休業等の日数を乗じた額から教育訓練の加算額を除いた雇用調整助成金等の支給額を除いた額を比較し、いずれか少ない額。ただし、1,500円に休業等日数を乗じた額を上限とする。

- （変更後）判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の雇用調整助成金等に対する助成金額

事業者の区分	助成金額
新型コロナウイルス感染症緊急対応期間・通常で助成率が9/10の事業者	教育訓練の加算額を除いた雇用調整助成金等の支給額に1/9を乗じた額
新型コロナウイルス感染症緊急対応期間・通常で助成率が4/5の事業者	教育訓練の加算額を除いた雇用調整助成金等の支給額に1/8を乗じた額。ただし、雇用調整助成等の1日あたりの上限額に1/9を乗じた額に休業等日数を乗じた額を上限とする。
業況特例又は地域特例に該当する事業者で助成率が4/5の事業者	教育訓練の加算額を除いた雇用調整助成金等の支給額に1/8を乗じた額と業況特例又は地域特例の助成額上限に休業等の日数を乗じた額から教育訓練の加算額を除いた雇用調整助成金等の支給額を除いた額を比較し、いずれか少ない額。ただし、1,500円に休業等日数を乗じた額を上限とする。

【変更前・後共通事項】

- ※1 1人あたりの雇用調整助成金等助成額が15,000円に達している場合、当該助成金の対象になりません。
- ※2 雇用調整助成金等の申請を市外事業所分も含めて申請している場合、市内事業所分のみ対象となります。

(変更②) 申 請 期 限

緊急対応期間が令和4年3月31日まで延長されたことに伴い、市への助成金申請期限を次のとおり見直しました。

- 変更前 令和4年3月31日（木曜日）午後5時まで（郵送の場合、令和4年3月31日必着）
- 変更後

令和3年12月31日までに受給決定を受けた雇用調整助成金等	令和4年3月31日（木曜日）午後5時まで （郵送の場合、令和4年3月31日必着）
令和4年1月1日以降に受給決定を受けた雇用調整助成金等	令和4年9月30日（金曜日）午後5時まで （郵送の場合、令和4年9月30日必着）

【お問い合わせ】

北上市商工部産業雇用支援課 〒024-8501 北上市芳町1-1
TEL : 0197-72-8243 Email : sangyo@city.kitakami.iwate.jp

詳しくは
市HPへ⇒

